

仕様書

1 業務の名称

大分県庁舎内壁面広告掲載業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、広告の掲載は令和8年4月1日以降とする。

3 業務の内容等

(1) 業務の内容

大分県庁舎本館のエレベーター内、別館のエレベーター内及び新館のエレベーター内に設置する広告掲載枠の使用許可を県から受け、使用及び広告掲載に対する対価を県に支払うとともに、当該スペースに広告を掲載する広告主の募集、選定、広告原稿の作成及び県への提出等、広告の掲出等に関する一切の業務を行う。

(2) 遵守事項

大分県庁舎本館のエレベーター内、別館のエレベーター内及び新館のエレベーター内に設置する広告について、広告掲載希望者の募集、選定、広告原稿の作成及び県への提出等、広告の掲出等に関する一切の業務にあたっては、「大分県庁舎内広告掲載要綱」及び「大分県庁舎内広告掲載要領」を遵守すること。

(3) 行政財産目的外使用許可申請

広告掲載にあたっては、事前に行政財産目的外使用許可申請を提出し、使用許可を受けること。

(4) 広告原稿の提出日

広告原稿は、原則として広告掲載する日の14日前までに、下記書類を添えて大分県総務部県有財産経営室へ提出し、承認を受けるものとする。

提出書類

- ①広告原稿（案）
- ②誓約書（広告の入替時は、省略可）
- ③広告主の会社概要（広告の入替時は、省略可）

(5) 広告の掲載期間

原則として1ヶ月単位とし、複数月の掲載申込がある場合は、掲載期間を複数月とすることができます。

(6) 広告の設置、撤去

広告掲示枠については県が設置し、紙媒体等の広告入れ替え等作業については、契約者（広告取扱事業者）にて行うものとする。

(7) 契約金の還付

徴収した契約金は原則として還付しない。ただし、自然災害等特別の理由があると県が認めたときは、その全部又は一部を還付することがある。

4 広告の掲載場所、規格等

(1) 掲載場所

- | | |
|--------|--|
| 1. 所在地 | 大分市大手町3丁目1番1号（本館・新館）
大分市府内町3丁目10番1号（別館） |
| 2. 施設名 | 大分県庁舎本館エレベーター内壁面7枚
大分県庁舎別館エレベーター内壁面7枚
大分県庁舎新館エレベーター内壁面7枚 |

[参考]

・開庁日・時間

月曜日～金曜日 8時30分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁日)

・エレベーターの停止期間

月1回定期メンテナンス(月一度数時間程度)、年1回法定メンテナンス(1日程度)

他、搬入作業等緊急時停止、故障による復旧修繕のための停止 等

※停止期間は令和7年度実績。令和8年度は変更となる可能性がある。

(2) 広告媒体

エレベーター内の広告掲示板を使用したポスター広告。

(広告掲示枠は県が設置、広告入れ替え等作業は契約者(広告取扱事業者))

(3) 広告の規格

B2版(広告掲示枠の内寸：縦728mm×横515mm)以内

(4) 広告枠数

全21枠

5 行政財産目的外使用料

契約金額とは別に、行政財産目的外使用料15万円程度(21枠の年額)を県に納入する必要がある。

6 契約金等の納入

(1) 契約金

契約金は県が指定する期限までに一括で納入すること。

(2) 行政財産目的外使用料

契約金額とは別に、前記2の広告の掲載期間の開始前までに行政財産目的外使用料を一括して納入すること。